# 「身障者用駐車場利用証制度」(H18. 10~)

【幹事】 佐賀県 健康福祉部 社会福祉課

【参加県】 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、山口県、沖縄県

### 目的

公共施設や民間施設の身障者用駐車場について、九州・山口各県のどこでも使用することができる身障者用 駐車場利用証を発行することにより、誰もがまちに出かけ、活動しやすい環境を整備する。

また、同制度に賛同する自治体については、情報交換、利用証の相互利用のための協定書締結の検討及び制度の推進施策の検討により、身障者用駐車場の適正利用及び制度の利便性の向上に努める。

## 取組内容•成果

九州・山口9県で「身障者用駐車場利用証」の相互利用が可能になりました! 全国的には、R5年11月から42府県で相互利用可能!

平成18年10月 身障者用駐車場利用証制度連絡会議を設置

平成19年 8月 長崎県が身障者用駐車場利用証制度を実施

平成20年 1月 熊本県が身障者用駐車場利用証制度を実施

平成20年10月 佐賀県·長崎県·熊本県の3県による担当者検討会を開催 (各県の利用証の相互利用を検討)

平成21年 9月 佐賀県·長崎県·熊本県の3県による利用証の相互利用を 関始

平成21年11月 佐賀県·長崎県·熊本県·鹿児島県の4県による利用証の 相互利用を開始

平成22年 8月 佐賀県·長崎県·熊本県·鹿児島県·山口県の5県による 利用証の相互利用を開始

平成24年 2月 福岡県·佐賀県·長崎県·熊本県·大分県·宮崎県·鹿児島県· 山口県の8県による利用証の相互利用を開始

平成27年 5月 全国パーキングパーミット制度推進協議会を設置

平成29年 2月 国による制度化について、協議会として国へ提案



車内に掲示されている 身障者用駐車場利用証



身障者用駐車場利用証制度 協力施設の駐車場



#### 【利用者の声】

- 九州内の親戚のところに行きやすくなった。
- 県外の病院に通院しているが、県外でも 使えるようになって助かっている。
- 出産を控えているが、実家が県外にある ので、里帰いしても使えるようになるのは あいがたい。
- 障がい児の子供をドライブに連れて行くと 喜ぶので、九州どこでも安心して駐車できる ようになるのは嬉しい。

## 今後の課題・取組

- 〇 平成30年1月に実施した身障者用駐車場実態調査において、他人の利用証を使っている事例が多く確認されたため、利用証の適正利用についての啓発を継続していく。
- 利用期限の切れた利用証が使われている事例も確認されているため、未返却者への督促を継続していく。
- 引き続き制度の全国展開に向け、取組を進めていく。